

# 鳥取市長選挙・鳥取市議会議員補欠選挙

## あなたの一票で

投票日は4月13日(日)です。

問い合わせ先 市選挙管理委員会 ☎0857-20-33300



### 投票できる人は

平成6年4月14日以前に生まれ、平成26年4月5日現在で3カ月以上鳥取市に住んでおり(1月5日以前に転入届を提出した人)、引き続き居住する人

### 【市外に転出した人】

4月12日までに本市から他の市町村に転出した人は投票できません。また、転出前に行った不在者投票も無効になります。ただし、期日前投票を行った後に転出した人の投票は有効です。

### 【市内で転居した人】

本市の選挙人名簿に登録されており、3月20日までに本市内での転居の届出を行った場合、新住所地の投票所で投票できます。3月21日以降に届出を行った場合、旧住所地の投票所での投票になります。

### 投票日に投票できない人は、期日前投票を

投票日に仕事・旅行・歩行困難などの理由で投票所に行けない人は、期日前投票ができます。当日投票所に行くことができないと見込まれる理由を記入した宣誓書の提出が必要です。宣誓書は期日前投票所で記入して持参されても結構です。宣誓書の用紙は、市役所本庁舎と駅南庁舎の総合案内、各総合支所で入手できます。また、本市公式ホームページからもダウンロードできます。

### 他市町村での不在者投票

出張や旅行などで市外に滞在(転出を除く)して投票所に行けない場合は、滞在地の選挙管理委員会に不在者投票ができます。あらかじめ

め早めに鳥取市選挙管理委員会へ投票用紙などを請求してください。宣誓書請求書は、本市公式ホームページまたは最寄りの市町村で取得してください。

### 病院、老人ホームでの不在者投票

不在者投票の指定を受けている病院、老人ホームなどの施設に入院、入所している人は、その施設で不在者投票をすることができます。詳しくはそれぞれの施設に問い合わせください。

### 郵便による自宅からの不在者投票

以下の①～③いずれかの要件に該当する人は、郵便等投票証明書の申請、交付後、4月9日(水)までに鳥取市選挙管理委員会に対して請求すれば、郵便により不在者投票をすることができます。

- ①身体障害者手帳の交付を受けている人
- ▽両下肢、体幹、移動機能(1級、2級)▽心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸(1級、3級)
- ▽肝臓、免疫障害(1級、3級)
- ②戦傷病者手帳の交付を受けている人
- ▽両下肢、体幹(特別項症)第2項症)▽心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸(1級、3級)

### 期日前投票所のご案内

期間：4月7日(月)～4月12日(土)

■福祉文化会館および各総合支所  
(用瀬地域は用瀬地区保健センター)  
期日前投票ができる時間：8:30～20:00

■イオンモール鳥取北  
場所が2階になりました。  
期日前投票ができる時間：10:00～20:00  
※4月12日(土)は10:00～19:00

うこう、直腸、小腸、肝臓(特別項症)第3項症)  
③介護保険の被保険者証の交付を受けている人

- ▽要介護状態区分(要介護5)

※郵便投票の要件を満たし、上肢または視覚の障がい1級(身体障害者手帳)または特別項症から第2項症(戦傷病者手帳)の人は、あらかじめ鳥取市選挙管理委員会に届け出た人に投票用紙に代理記載してもらうことができます。

※投票所入場券、選挙公報などについての詳細は4月7日でお知らせします。

## 河原インター山手工業団地 平成27年度分譲開始!

問い合わせ先 第三庁舎企業立地・支援課 ☎0857-20-31223

### 若者に魅力ある雇用を創出

河原インター山手工業団地は、無料の高速道路「鳥取自動車道」に隣接し、河原インターから約1分と交通の利便性が非常に高い工業団地です。この工業団地は、平成28年度中の完成を予定し整備を進めています。平成27年度より分譲を開始し、進出企業の要望に応じた形で敷地などを整備することとしています。

河原地区は、古事記にも記された神話の里として、古くから人の往来が盛んな交通の要所ですが、関西・山陽方面と鳥取市を結ぶ鳥取自動車道と、八頭町および若桜町と鳥取自動車道を結ぶ県道河原インター線の結節点として、近年、めざましい発展を遂げて



河原インター山手工業団地位置図

所在地 鳥取市河原町山手  
分譲面積 54,500平方メートル  
分譲価格 70,000円/坪(予定)  
※ただし、県・市補助金を適用の場合は60,000円～30,000円/坪程度  
注) 製造業または製造業に関連する研究開発事業を優先新規雇用人数や地元製造業への波及効果を勘案し選定

### 「特例市」としての鳥取市

鳥取市は、平成16年11月の市町村大合併を経て、平成17年10月1日に山陰初となる特例市となりました。特例市は、政令指定市(50万人以上)、中核市(30万人以上)に続く都市制度で、環境保全、都市計画などの県の事務の一部が市民に身近な市へ移されることで、市が地域の実情に合わせて迅速かつきめ細やかに事務を行うことができる制度です。市の知名度やイメージを向上させる効果もあり、イベントの誘致や観光振興による交流人口の増加、企業誘致など、地域経済の活性化に繋がっています。

### 新中核市及び地方中枢拠点都市制度

鳥取市は、全国の特例市40市で組織する「全国特例市市長会」(平成23年5月から鳥取市長が会長)などの活動を通じて、中核市と特例市の制度の統合や新たな広域連携制度の創設等、都市制度改革に関して積極

## 新たな中核市制度及び地方中枢拠点都市制度による本市のさらなる発展に向けて

問い合わせ先 本庁舎総務課 ☎0857-20-3102



都市制度改革に関する提言(総務省)

的に提言を行ってきた。その結果、「中核市」の要件が緩和されるとともに、「新たな地方中枢拠点都市」の制度が創設されることとなり、本市もその候補として道が開かれることとなりました。これらの制度は、今の第186回通常国会で法制化される見込みとなっています。

### 山陰東部の新しい発展に向けて

本市は、平成22年3月「鳥取・因幡定住自立圏」を形成し、近隣自治体とともに圏域が一体となって地域の活力の創出に取り組んできました。今後さらに、山陰東部の中核都市として、近隣自治体と連携を図りながら、圏域全体の発展と飛躍に向けて取り組んでいきます。